

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和元年第7回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。11番河野委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 灘波委員、10番 野原委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第38号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号22番 土地の所在は、安岐町成久字 [] 番 []、地目が畑、面積は522㎡です。渡人は、中津市の [] さん、受人は、安岐町成久の [] さんです。申請事由は、渡人は、市外在住により管理できないためと、受人は、数十年に渡り耕作してきた当該農地を引受けるとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号23番 土地の所在は国東町原字 [] 番、地目が田、面積は127㎡になります。渡人は、国東町原の [] さん、受人は、国東町原の [] さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、これまで管理・耕作していた自宅に隣接する当該農地を引受けるとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号24番 土地の所在は安岐町矢川字 []</p>

<p>事務局</p>	<p>番■、地目が田、面積は1,261㎡になります。渡人は、安岐町矢川の■さん、受人は、安岐町矢川の■さんです。申請事由は、渡人は、一身上の都合により所有者となったがすべて解決し返却したためと、受人は、渡人の申請事由に応じるとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号25番 土地の所在は武蔵町麻田字■番■、地目が田、面積は796㎡になります。渡人は、東京都の■さん、受人は武蔵町麻田の■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号26番 土地の所在は安岐町馬場字■番地、地目が田、面積は359㎡です。渡人は、日出町の■さん、受人は、安岐町馬場■さんです。申請事由は、渡人は、空き家バンク登録による譲渡のためと、受人は、空き家バンク購入のためとなっています。売買による所有権移転です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号22番から26番について一括して説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、申請番号22番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号22番について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号23番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号23番について、全会一致で承認されました。</p>

議 長	次に申請番号24番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	申請番号24番について、全会一致で承認されました。 次に申請番号25番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	申請番号25番について、全会一致で承認されました。 最後に申請番号26番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	申請番号26番について、全会一致で承認されました。 議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号22番から26番については、全て全会一致で承認されました。 次に、議案第39号 農地法第4条の規程による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第39号 農地法第4条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号3番 土地の所在は、国東町北江字■■■■番■■■■、地目が畑、面積は1,288㎡です。申請人は、国東町田深の■■■■さんです。転用の目的は植林です。申請事由は、約30年程耕作していなかったため草や木が生い茂り、隣接する農地に迷惑をかけるため、木を伐り、草を刈ってクヌギの木を200本植たためとなっています。申請地は、西、北、東側は畑で、南側は公道に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっていない小規模の農地で、農地の連たん性も10ha未満であることから、第2種農地と判断しました。始末書の提出があります。

<p>議 長</p>	<p>議案第39号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請、申請番号3番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第39号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請、申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第39号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請申の、申請番号3番については全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第40号 農地法第5条の規程による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第40号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号11番 土地の所在は、国東町綱井字■■■■番、地目が田、面積は277㎡、外に田が1筆の合計2筆で479㎡になります。渡人は、大分市の■■■■さん、受人は、福岡市の■■■■さんです。転用の目的は太陽光発電施設です。申請事由は、遊休農地に太陽光発電施設を設置することにより、農地を有効利用するとなっております。パネル171枚、定格出力51.3kwの施設です。申請地は、北側は山林で5～6m下に排水路があり、西と東側は宅地、南側を田に囲まれており、農業公共投資の対象となっていない10ha未滿の農地であることから、第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第40号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号11番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>それでは、議案第40号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請、申請番号11番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第40号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請の、申請番号11番については全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第41号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第41号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が35筆で50,143㎡、内訳として田が34筆で48,2634㎡、畑が1筆で1,880㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が35筆で50,143㎡、更新設定は、ありません。詳細につきましては、資料の4ページから6ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第41号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第41号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第41号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第42号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第42号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が26筆の33,165㎡で、田が25筆の31,285㎡、畑が1筆の1,880㎡となります。詳細につきましては、資料の7ページから9ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第42号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第42号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第42号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第43号 令和元年秋季農作業標準賃金について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第43号 令和元年秋季農作業標準賃金(案)についてご説明します。</p> <p>平成30年と比較して、農繁期賃金が100円アップとなっています。これは、大分県最低賃金により、平成31年春季農作業標準賃金改定により100円アップしたことに由来しています。その他、平成30年秋季農作業標準賃金と変更はありません。</p>
議長	<p>議案第43号 令和元年秋季農作業標準賃金について 事務局より説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。</p>
佐藤委員	<p>大豆のコンバイン作業について、作業が大変なので少しアップできませんか。また、先般国東市地域農業経営サポート機構の立ち上げがあり、この構成メンバーである認定農業者の会、集落営</p>

佐藤委員	農法人の実際の賃金を反映するとありましたが、今回反映されているのでしょうか。
藤本委員	大豆のコンバイン作業については、大豆の販売単価が安いので、現行でも農家は赤字になると思います。
事務局	国東市地域農業経営サポート機構の構成員による作業賃金については、令和2年から反映させたいと思います。
佐藤委員	わかりました。
議 長	<p>その他ご質疑は、ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ご質疑が無いようなので、議案第43号 令和元年秋季農作業標準賃金について承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第43号 令和元年秋季農作業標準賃金については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第44号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第44号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号30番 土地の所在は、国見町向田字■■■■番■■、地目が畑、面積は196㎡です。申請人は国見町向田の■■■■さんです。申請事由については、畑と利用しておらず、現況が山林となっているためとなっています。</p>
議 長	<p>議案第44号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号30番の説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p>

